

意欲ある農業の担い手と企業の英知・人材を総動員した
農業(酪農・畜産を含む)の産業競争力強化
(改訂成長戦略における「農業の成長産業化」の強化・加速化)

平成26年5月19日
産業競争力会議
農業分科会
主査 新浪剛史
秋山咲恵

日本再興戦略においては、「農林水産業を 成長産業 とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増 させる」「マーケットイン の発想を定着させ、6次産業 の市場規模を 現状の1兆円から、2020年に10兆円 とする」こと等を目標とした。

酪農・畜産を含む農業が成長産業として自立的に発展できるメカニズムを創るためには、まず、経営規模の拡大と高付加価値化 により、酪農・畜産を含む国内農業の生産性 を高めることが大前提となる。その際には、マーケットインの発想で、顧客志向のマーケティング力・技術力等の様々なノウハウと経験を有した 民間企業とのコラボレーション が極めて有効であり、これにより、酪農・畜産を含む農業それ自体の生産性向上 とともに、農産・畜産・酪農の加工品等の生産性・付加価値向上 が期待できる。

こうした「農業の産業化」を進め、新たな市場ニーズに合致した商品の供給を行う 農業ベンチャーの創出 や、意欲と創意工夫に満ちた 新しい農業経営者 の活躍の場を広げ、農業及び関連産業での 雇用を拡大 し、もって 地域経済の持続的な成長 へとつなげていくことが必要である。

こうした観点から、政府は、農地中間管理機構の創設等を通じた 農地(酪農・畜産のための土地も含む)の集約化・経営の大規模化 に向けた取組とともに、米の生産調整の廃止等、作物選択の自由の確保 のための改革を実行しているが、さらに成長戦略に掲げる 政府の目標の達成をより確かなもの とする観点から、改訂成長戦略において、酪農・畜産も含む農業の「成長産業化」を強化・加速化 する具体的アクションを明示する。特に、意欲と創意工夫に満ち、酪農・畜産も含めた農業の成長産業化に向けて 事業チャレンジ意欲のある企業や個人の参画を広く促すような市場環境の整備、規制・制度改革等 を重点的に実施し、農業の成長産業化の成功例 を出来る限り多く創り出し、それを 全国的に横展開 していく戦略を確立することが重要である。

1. 改訂成長戦略に明示する基本方針

(1) 事業チャレンジ意欲ある企業や個人が農業に参画しやすい環境の創出

農業の国内生産については、農地中間管理機構 の創設による 農地の集約化・農業

経営の効率化・合理化や、平成30年までの米の生産調整廃止等による作物選択自由の確保といった改革を着実に実行する中で、経営力ある人材を活用した農業経営の一層の高度化、商品の差別化・高付加価値化を強化する観点から、事業チャレンジ意欲があり、経営力や技術力を豊富に有した企業や個人が自らのやる気と能力を活かして農業に参画し、そこで創意工夫を活かしながら事業活動を行っていきやすい市場環境を創出する。

このため、リース方式による農地の貸付の促進、意欲ある単位農協と経営力や技術力のある企業や個人との連携の抜本的強化を図るとともに、企業のIターン、Uターン人材の活用等による農業ベンチャー創出等を図る。

また、各県の農地中間管理機構が行う業務や取組が真に農業経営の効率化・農業の生産性向上に資するものとなるよう、民間企業の役員経験者や農業生産法人での経営に実績を挙げた農業の担い手等経営感覚を豊富に有した人材等を積極的に活用することが効果的であり、例えば、企業のIターン・Uターン人材の登用を積極的に行うことなどにより、農地中間管理機構の役員の過半をこうした人材が担うような体制作りを行う。

さらに、農地中間管理機構による農地の集積、経営規模の拡大、新規参入者の増加等の実績を客観的に評価・検証する機関を政府内に設置する等して、機構のガバナンスを徹底的に強化する。

(2) 1次産業・2次産業・3次産業の連携の戦略的強化、農業の産業化に向けた我が国の「ものづくり」等に係る知見・経験の活用

「農業・農村全体の所得倍増」「6次産業10兆円」等の目標を達成するためには、1次産業・2次産業・3次産業の連携をより強化し、高付加価値で魅力的な商品やサービスを提供していくことができる「新しいバリューチェーン」を形成することが重要である。

このため、1次産業のみならず、2次産業や3次産業の新規参入・積極的参画による取組を促進し、それをフェアに支援する制度的枠組みとしていくことを基本とする。

農業の産業化に向けた新しいバリューチェーンづくりにあたっては、経営のマネジメント力、マーケティング力、そして日本が得意とする「ものづくり」の技術力等を活用していくことが極めて効果的であり、特に、我が国の食品加工メーカーのノウハウ、知見、経験を積極的に活用する。

このため、こうした企業の主体的参画を促す観点から、民間企業の農業・農業関連産業への参入を活性化させるための規制改革を進めるとともに、支援措置を強化する。

このように、酪農・畜産を含めた農業の成長産業化を実現していくためには、意欲に満ちた農業従事者とともに、新たな事業にチャレンジしていこうという気概を有した民間企業の英知と人材を活用していくことが最も重要な視点である。

(3) 和食文化も含めた食と農の国際展開に向けた総合戦略の確立

生産性が高く、差別化・高付加価値化が実現した 日本の農産物・加工食品 については、そのバリューチェーンを 国際的に連結し、輸出マーケットの拡大につなげていく。こ

れにより、日本再興戦略で掲げられた 2020年に日本の農水産物・食品の輸出1兆円を達成する。

この際、単なる農産物単品での輸出にとどまらず、「和食」がユネスコ無形文化遺産（世界遺産）に登録された機を捉え、「和食文化」として海外への展開を図り、クールジャパン戦略とも連携しながら、適切な司令塔機能を整備した上で、戦略的な国際展開戦略を構築する（なお、「和食」については日本の洋食やB級グルメ等も含む広い概念として捉える）。

また、輸出拡大の際の ボトルネックに対処するため、オールジャパンでの一元的輸出体制（品目別輸出団体の設立とそれを統括する「アグリ輸出促進機構（AEPO＝Agricultural Export Promotion Organization）」といった司令塔機能の整備）の構築、日本ブランド化、国際規格の問題、輸出先市場における コールドチェーン整備、各国との 検疫交渉の推進等を 優先的課題として位置づけ、取組を強化・加速化する。

こうした一連の取組の強化・加速化により、改訂成長戦略においては、今後中長期的にオランダ、イタリア、フランス並みの輸出規模に伸ばしていくことを目標に据え、2030年には輸出5兆円の実現を目指す新たな目標を掲げる。

2. 改訂成長戦略に盛り込む具体的施策

(1)「農業の成長産業化」「6次産業10兆円」を実現するバリューチェーンの連結・企業アライアンス形成を促す環境整備

①農林漁業成長産業化支援機構（いわゆる、6次産業化ファンド＝A-FIVE）の機能の見直し等

- ◆現在の A-FIVE の制度・運用については、農林漁業者の資金不足等に起因する制度上の問題等が指摘されており、以下のとおり見直す。

(a)最終的な解決策としての制度改正（法律改正）

法施行後3年目途（2015年12月）の見直し・検討までの間に、農林水産省は、農林漁業者の不安等を払拭させ、農林漁業者の最低出資比率の撤廃の可否を含め検討し、所要の法改正を行う。

(b)法改正までの間の暫定的な対応

農林漁業者の資金不足に対応するため、農業参入した企業等に対して、ガイドライン等で出資対象の範囲を明示する。

官製ビジネスとなることは好ましくないものの、法改正が行われるまでの間は、アグリビジネス投資育成株式会社と A-FIVE とが連携し、アグリ社から農業生産法人への出資が結果的に6次産業化事業体への出資に資するものとなり、農林漁業者の資金不足解決の一助となるよう、農林水産省内の局の所掌を超えて対応する。

- ◆A-FIVE の業務運営にあたって、事業投資に係る 目利き人材を民間事業者等と連携して積極的に確保する。この際、例えば、総合商社等の民間企業の50代、60代の事業運営のノウハウのある人材やプライベート・エクイティ・ファンド

出身の人材をより一層活用していくことにより、積極的なリスクテイクをより行っていきやすい態勢を整える。

②食品加工メーカー等から6次産業化関連事業(含む農業)への投資の促進

- ◆食品加工メーカー等から6次産業化プロジェクトへの投資を促進するため、食品加工・製造施設や植物工場、ガラスハウス等、食と農に関連する工場や施設への投資を促す支援策や制度整備を行う。
- ◆具体的には、6次産業化関連工場・植物工場敷地の農地並み課税、工場・製造設備等への投資減税、植物工場やガラスハウスに対する建築基準法・消防法等の規制緩和を行う。
- ◆また、植物工場等効率的で高付加価値型の農業生産への投資を喚起・誘致するとともに、企業等の集積のメリットも活かす観点から、農業分野での産業クラスター・工業団地等の基盤整備を地域を限定して実施する。この際、下記(4)③の「輸出モデル地区」と連動させることも検討する。

(2)「『和食』国際展開プラットフォーム」(仮称)の創設

- ◆我が国の農水産物等や加工食品への 国際的認知度 を高めるとともに、「和食」や「和食文化」「我が国のハイクオリティな農産品」等に係る 国際的な市場開拓・戦略的マーケティング、「食」や「おもてなし」の グローバル人材の育成 といった観点から、食と農の国際展開の推進母体となる官民連携の枠組み(プラットフォーム)を構築する。
- ◆プラットフォームにおいては、食や農に知見を有する 全農 や 民間の企業・学校・投資家等の広い参画を得ながら、クールジャパン機構や産業革新機構、JETRO等の機能や知見、ネットワークを活用する。この際、現在行われている 政府主催の和食紹介イベント等のより一層の計画的・戦略的実施体制を構築する。
- ◆このため、農林水産省が中心となり、関係省庁や機関・企業等の関係者を含めた推進体制の 検討のための場を本年9月までに設置する。
- ◆これにより、「和食」「和食文化」の戦略的国際展開を図り、国際競争力を持った日本の特色ある食材・加工食品等を安定的に供給するグローバルなバリューチェーンを形成し、2020年に日本の農林水産物・食品の輸出1兆円の達成を実現する。

(3)輸出拡大のための国際バリューチェーンの連結

①農産品等の「オールジャパン輸出体制」の構築(周年供給体制の整備、マーケットイン型輸出体制の構築)

- ◆農業輸出大国である ニュージーランドや米国等においては、製品ごとに輸出の一元化、取りまとめ機能を有する組織が存在しており、それを通じて、高品質製品の生産促進、製品の輸出先への安定的・継続的な供給、輸出先市場の顧客ニーズにきめ細かく応えた供給体制の整備等を実現している(例:ニュージーランドのゼ

スプリ、米国のサンキストの取組等)。

- ◆他方、我が国においては、輸出しやすい国・地域の特定の市場への販売において、同時期に同じ製品が集中して商談競争を行うなど、産地間で足を引っ張り合う状況も発生している。また、年間を通じて安定的に製品を供給できないため、現地小売店での「棚」がなかなか確保できないといった状況も見られる。
- ◆こうした状況を解消するため、まず、「品目別輸出団体」を設立し、輸出先国が求める安全衛生基準等に沿った、Global G.A.P 等の適切な品質管理基準での生産を円滑化するとともに、輸出先国の市場情報、顧客ニーズのフィードバックを生産面に効果的に活かしながら、マーケットインによる高品質で付加価値の高い農産品や加工食品の生産・輸出を行いうる体制を整える。このため、平成26年度中に、まずは、牛肉、茶、水産物等の品目別輸出団体設立に着手する。
- ◆また、品目別輸出団体の設立を通じて周年で安定的に製品を供給できる体制を整えることに併せ、フランスの食品振興会(SOPEXA)の役割も参考にしながら、個別の産品を超えた国・市場ごとの輸出戦略の構築、販売網・市場網開拓、食と農産品の見本市等の実施、品目別輸出団体相互の連携強化等を支援・統括し、オールジャパンでの「アグリ輸出振興機構(AEPO)」といった一元的輸出体制の司令塔機能を整備する。この際、AEPOには、国際的な市場開拓や商品・販売企画等の知見・経験を有した総合商社等民間企業の人材も活用しながら、官民が一体となった体制作りと戦略構築・業務運営を進める。

②輸出市場でのコールドチェーンの整備

- ◆そもそも日本が競争力を有する生鮮品や冷蔵品等の輸出には、冷蔵輸送などのインフラ整備が不可欠であるが、そうしたインフラが整備されていない国も多く、我が国にとって今後有望なアジアや中東等を始めとする成長著しい新興国を中心に、我が国政府がイニシアティブをとってコールドチェーンの整備を行い、生鮮品等の輸出環境を整備する。この際、コールドチェーンの構築等我が国の産品の輸出関連インフラに我が国の ODA 等を戦略的に活用する。

③国際規格認証の取得支援及び国際規格の育成

【国際規格認証の取得支援】

- ◆我が国からの農産品輸出を拡大するため、国際規格の認証取得を促進する。この際、認証取得コスト低減に資するグループ認証を推進する体制を構築するなど司令塔機能を整備することが重要であり、品目別輸出団体や単位農協が適切な司令塔機能を果たすことを促進する。同時に、国内のGAP体系について、国際規格化を目指して統合を促す。
- ◆また、輸出の円滑化を推進するため、我が国における 輸出加工場の EUHACCP の認定取得促進等を行う。認定に当たっては、審査を申請者の無用な負担増とならない適正なものとするとともに、5年間で100件(毎年20件程度が今後予想され

る)の認証を可能とする体制を構築し、申請を60日の標準処理期間内に適切に処理する。また、養殖場等の登録申請についても、適切な進捗管理を行い、30日の標準処理機関内に登録を行う。

【国際規格の育成】

- ◆我が国の GAP は多数のものが並立しており、いずれも自主認証で、国際規格としての承認も受けていない等の課題を解決するため、我が国農業の実情に沿った統一規格を策定し、国際規格化 (又は国際規格との同等性承認を得る)を図る。
- ◆また、既存添加物として国産加工品に広く使われているものの、国際的に使用が認められていないクチナシ色素、ベニコウジ色素、ベニバナ色素等の 食品添加物や畜肉エキスが含まれる加工食品の国際規格化 など、農林水産省と厚生労働省が協力して、我が国の輸出の弊害を取り除いていく取組を強化する。

④検疫交渉の戦略的实施

- ◆検疫措置について、我が国の輸入条件が寛容であるにもかかわらず、我が国の輸出については、特定国との間で検疫条件が設定されていない等著しく不利な状況、競争条件に置かれている場合がある(例えば、米国・韓国との温州みかんの事例、中国への米の輸出の事例など)。
- ◆このため、例えば、富裕層又は中間層のボリュームなど日本の農産品に対する潜在的又は顕在的ニーズの高さを踏まえつつ、既に検疫交渉の場が存在する EPA 交渉相手国・締結国との間で優先的に交渉を実施するなど、農産品の輸出という観点から プライオリティの高い「国・市場」と「品目」に関する明確な「検疫交渉戦略」を確立し、年内に具体的な行動計画を示す。

(4)6次産業化・農業の成長産業化に向けた生産現場の一層の強化

①経営力ある担い手の育成(農地集約化及び米政策の見直し)

【農地中間管理機構の本格稼働】

- ◆農地中間管理機構の機能を本格的に稼働させる中において、新規就農希望者等を排除しない農地集積を実現させるため、農地中間管理機構への農地の出し手と新規就農者を含む農地の受け手に対し、既存の人・農地プランに位置づけられた出し手・受け手と同様のメリット措置を講ずる。また、地域の話し合いに新規参入者が参画しやすいような周知徹底と機構による紹介を行う。
- ◆また、農地の集約化による経営規模の拡大と、農業への新規参入の実績や役員構成等について、機構の行った業務実績に対する客観的な評価を、内閣に置く 農林水産省・地域の活力創造本部 での確に実施する。これにより、機構のガバナンスを徹底的に強化する。
- ◆この際、機構及び本部は、農業に新規に参入しにくい現状を的確に把握し、改革に結び付けていくため、機構を活用して集積された農地の受け手となった者及び

受け手となることは検討したものの最終的には成立しなかった当事者など、幅広く広く関係当事者からのクレームやニーズを把握できるようなユーザーフレンドリーな窓口を各都道府県の機構と農林水産省の双方に設置する。

- ◆企業が農地の賃借により農業に参入するにあたっては、参入しようとする企業を選定する際の基準等の運用が適切なものとなるよう、周知・徹底を図る。

【米政策の見直し】

- ◆平成30年に米の生産調整を確実に廃止するための環境整備を実施する。
- ◆このため、きめ細かい需給・価格情報等の提供を積極的に実施するとともに、減反廃止、農協改革、全農の概算金方式の見直しと同時に、生産者が需要に応じた生産を行うための情報を得る場として信頼性のある米の価格情報等を提供できる市場の整備・活用を含め適切に市場機構が機能するような仕組みを創設する。
- ◆また、減反廃止と同時に、農業経営者のための収入保険を導入する。

②資材・流通コストの削減

- ◆農協と農業法人との公正な競争環境を速やかに実現するため、単協直販・契約販売の拡大を行う。また、農協間・農協と商系との公正な競争の確保のため必要な措置を講ずる。

③「農業輸出モデル地区」の創設

- ◆国際競争力のある農産物・加工食品を生産し、それを輸出につなげていくため、E UHACCP、Global G.A.P、ハラール認証などの国際的な輸出基準クリアへの取り組みや国際物流網への接続等について、重点的に支援策や規制・制度改革の先行実施等を行う「農業輸出モデル地区」を創設し、その全国展開を図る(例えば、北海道、千葉(成田等)、新潟、熊本といった地域から始めることも考えられる)。
- ◆指定された農業輸出モデル地区には、当該モデル地区の産品はもとより、周辺の都道府県等の近隣エリアから農産品、畜産品、酪農品、水産品、加工食品、調味料等も集積させ、海外の有望市場に対する輸出と国際物流の拠点として機能させるよう発展を図る。
- ◆また、各農業輸出モデル地区を統括し、指導・助言を行う機関として、前記のアグリ輸出振興機構(AEPO)の機能を活用する。

④酪農・畜産分野における改革・6次産業化の推進

【総論】

- ◆酪農・畜産についても、経営の大規模化による生産性向上、6次産業化による差別化・高付加価値化・国際競争力強化を図る。この点について、酪農・畜産産業に係る国際的な最新の動向も早急に把握した上で、規模拡大及び加工機能の強化等による競争力強化のための具体的アクションプランを年内に策定する。

- ◆また、我が国の強みを活かし、酪農・畜産の観点から 飼料用米・とうもろこし 等国産飼料の積極的・戦略的活用を図る。

【酪農・乳業の構造改革・6次産業化】

- ◆我が国の酪農・乳業については、高い飼料コスト、市場ニーズに対応できない生産体制（新たな需要に対応できていないこと及び海外市場に打って出られないこと）等の課題を解決するため、以下の具体的措置を講ずる。
 - 輸入品が主の濃厚飼料に依存している体質を改め、脱・輸入濃厚飼料依存酪農を確立する（放牧と濃厚飼料のハイブリッドの拡大等）。
 - マーケットインの考え方にに基づき、例えば、多子時代の牛乳から 高齢時代のヨーグルト への需要増加といった市場環境の変化に対応した生産体制の構築を促進する。
 - このため、以下の 4点の措置 を講ずる。
 - ・プレミアム生乳 を生産する酪農家が指定団体制度の枠内で 乳業者と直接乳価交渉を行うことの可能化
 - ・自家製造販売枠（日量1.5t）の見直し
 - ・自家製造以外への販売（乳業への販売等）の可能化
 - ・指定団体に委託せず 全量を自己販売する酪農家 の収益力向上を図る取組を支援

【北海道の酪農輸出拠点化】

- ◆現在、北海道は総合特区として HFC＝北海道フード特区構想があるが、更なる北海道産の酪農製品の輸出促進に向けて、「酪農」に焦点を当てた「北海道ブランドの確立」を軸とした輸出拠点化のための具体的取組を講ずる。
- ◆このため、北海道の酪農輸出拠点において、輸出向けの乳業施設の設置基準の緩和、内外の企業の 集中的誘致・集積、輸出のための 検査体制 整備等を優先的に実施する。

3. 改訂成長戦略で提起する今後の課題

「農業の成長産業化の強化・加速化」は 改革の入り口 であり、農政全般における改革について引き続き不断の見直しを続けていくことが必要である。

特に、農地制度については、戦後の農地改革に淵源を有する 農地法 に基づく制度的枠組みが維持されているが、農業を取り巻く現下の情勢変化を踏まえ、根本的な見直しが避けられない時期に来ている。すなわち、農地改革や農地法制定時においては、大規模地主の解体・自作農創設・既存の耕作者保護 等を基本思想としていたところ、現在農政改革を通じて目指されているのは、農地の集約化や経営の大規模化、新たな担い手の確保 といった 農地法が想定していない新しい政策目的 が主となっている。農地の売買等についても、高齢化が進展する中で農地を手放したいという人が増える一方、やる気があ

り、生産性の高い大規模農業経営を行おうとする新たな担い手や、農業経営の意欲と創意工夫に満ちた民間企業が農業生産を行いたいという動きも広がっている。

こうした観点から、現時点においては、農地中間管理機構の創設による農地の集約化、経営の大規模化・合理化等を進めることとしているが、今後、農地としての健全な機能を維持・向上させながら、生産性の高い農業経営を実現し、日本の農業の持続的な成長を実現していくためには、農地の所有制限・利用制限のあり方について 規制の対象を「所有」から「利用」へとシフトさせるといった 新しい農地制度の在り方 や 企業の農業参入を促す制度的枠組み 等について、今後の農政改革における最重点事項として明確に位置づけ、継続的に検討を行い、着実な成果を得ていくことが必要不可欠である。このため、農林水産業・地域の活力創造本部に農政改革の進捗状況の検証と今後のあるべき改革の姿を検討する機関 を設置することとし、改訂成長戦略においては、その旨を明記し、今後とも農業分野において 「如何なる改革も恐れない」という方針と決意 を内外に明らかにすることが重要である。

以 上

意欲ある農業の担い手と企業の英知と人材を総動員した 農業(酪農・畜産を含む)の産業競争力強化

(改訂成長戦略における「農業の成長産業化の強化・加速化」)

平成26年5月19日

産業競争力会議

農業分科会主査 新浪剛史

意欲ある農業の担い手と企業の英知・人材を総動員した 農業(酪農・畜産を含む)の産業競争力強化

(改訂成長戦略における「農業の成長産業化」の強化・加速化)

【基本方針】

- ①農地の貸付(リース)促進による「**経営規模の拡大**」と「**企業の参画促進**」等を通じた国内農業の**生産性向上** →現状、リースを活用しようとしても、やる気のある企業が農地を中々借りられていない
- ②**企業の知見・経験の活用**など、**1次・2次・3次産業が連携**した農産品・加工品の**差別化・高付加価値化**
(**バリューチェーンの連結**=本格的な**6次産業化**による**競争力向上**)
- ③上記①・②を進めながら、**和食文化**も含めた**輸出マーケットの拡大**へつなげる(**食と農の国際展開**のための**総合戦略**の構築)

1. 意欲ある企業や個人が農業に参画しやすい環境の創出

【これまでの改革事項】

- 農地集約化に向け「**農地中間管理機構**」を始動
- 米の生産調整廃止等生産物の**選択の自由**を拡大

取組
強化

- ◆リース方式による農地の貸付促進を通じた経営規模の拡大
- ◆改革意欲あふれる単位農協と経営力や技術力のある企業・個人との連携の抜本的強化
- ◆企業のIターン・Uターン人材の活用
- ◆これらを通じた「**農業ベンチャー**」の創出
- ◆農地中間管理機構における民間人材の登用(民間企業での経営経験のある者、成功した農業生産法人の経営者等)し、役員
の過半でそうした人材を活用
- ◆農地中間管理機構のガバナンスの徹底強化<農地集積・経営規模の拡大・意欲ある新規参入者(企業・個人)の増加等の実績を客観的に評価・検証する機関を政府内に設置>

2. 「食のモノづくり」の知恵も活かした6次産業化の本格的な促進(バリューチェーンの連結)

【現状の課題】

- 6次産業化が進展していない(6次産業化官民ファンド=A-FIVEの活用が遅れている)
- 食品加工メーカー等の企業の有する技術力、マネジメント力等の活用が殆ど進んでいない

改革

- ◆6次産業化官民ファンドの農林漁業者の出資要件見直し、農林漁業者の範囲拡大のための法律改正による要件緩和(遅くとも2015年12月までに見直し・検討)
※法改正までの間の暫定的対応として、農林漁業者の資金不足に対応するため、農業参入企業等のファンド活用等についてガイドライン等で明示する。
- ◆植物工場等への投資の促進、農業版工業団地の整備

3. 「和食文化(食のコトづくり)」も含めた輸出マーケットの拡大

【現状の課題】

- 国際的な市場開拓や輸出拡大に向けた官民の意思の欠如(10カ年計画で蘭・仏・伊並みへ)
- 食文化を世界に伝える強い意思の欠如

改革

- ◆和牛・茶・水産物など「品目別輸出団体」の設立と「アグリ輸出振興機構」といった司令塔機能の構築による一元的な「オールジャパン輸出体制」の確立
- ◆国際規格化の推進、輸出市場でのコールドチェーン構築、検疫交渉の強化・重点化
- ◆「『和食』国際展開プラットフォーム」の創設 <参考1>
- ◆HACCP、Global GAP、ハラル等の国際規格化や国際物流網への接続機能強化等を推進する「輸出モデル地区」の創設 <参考2>

4. 酪農・畜産の成長産業化

【現状の課題】

- 酪農・畜産についても同様に経営規模の拡大、生産性向上が課題

改革

- ◆農地中間管理機構を活用した農地集積・経営の大規模化、6次産業化事業会社等企業の参画促進等による生産性向上・付加価値向上
- ◆指定団体に出荷しない自家製造販売枠(日量1.5t)見直し
- ◆自家製造以外への販売(乳業への販売等)の可能化
- ◆指定団体に委託せず全量を自己販売する酪農家の収益力向上を図る取組を支援

官民連携での戦略的国際マーケティング：「『和食』国際展開プラットフォーム」<仮称>

目的：①日本の農水産物や加工食品への“認知”を広める、②事業収益の確保、③食のグローバル人材育成

アグリ輸出振興機構(新たな司令塔機能)

クールジャパン機構
(戦略的海外プロジェクト向け等)

産業革新機構
(食と農のベンチャー創出等)

「和食」国際展開プラットフォーム<仮称>
 ※「和食」は、日本の洋食等も含む広い概念
 (民間の最高人材・最高ノウハウを総動員
 食と農に関連する教育機関や企業等のコンソーシアム
 <例: 調理師専門学校、外食コンサルティング、外食情報会社、
 食品加工メーカー、食品流通、小売、食関連サービス>



JETRO
(国際ネットワークと
ビジネスサポート)

PEファンド等
民間投資家

銀行等民間金融機関

人材育成とノウハウ
の蓄積を通じた
「ブランディング化」

ICT、e-ラーニング

和食グローバル化のための人材育成・システム構築・店舗開発支援
 【調理技能、接客ノウハウ、日本の食材の案内、
 マネジメント、マーケティング、ブランド化、
 外国語、調理師等データベース機能等】

若い世代の人気の
職業に

意欲と創意工夫に満ちた
単位農協等と連携を強化



競争力を持った
日本の特色ある
食材・加工食品を
安定的に供給



投資・助言



投資・助言



投資・助言



投資・助言



レストラン
<海外>



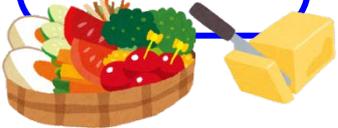
レストラン
<海外>



レストラン
<海外>



外国人材



日本の酒類、農水産物、加工食品を中心に展開
→ 2020年に日本の農水産物・食品の輸出を1兆円達成

農業輸出モデル地区のイメージ

HACCP、Global GAP、ハラール等の国際規格化の推進・国際物流網に接続した輸出拠点への発展

「アグリ輸出振興機構」
 <全体の司令塔機能>

